

令和 7 年 6 月 6 日

経済産業大臣 武藤 容治 様

日本野鳥の会もりおか
代 表 佐賀 耕太郎

日本野鳥の会宮古支部
支部長 関川 實

日本野鳥の会北上支部
支部長 田代 健

公益財団法人日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一
(各団体公印省略)

**岩手県の「（仮称）岩手久慈風力発電事業」予定区域及びその周辺における
希少猛禽類や渡り鳥の生息環境の保全と累積的影響の回避・低減に関する要望書**

日頃より日本野鳥の会の自然保護活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、岩手県の久慈市・九戸村・軽米町にまたがる地域において計画されている「（仮称）岩手久慈風力発電事業（以下、対象事業という）」について、日本野鳥の会は風力発電施設の建設予定地やその周辺地域（以下、当該地域という）に生息する希少猛禽類や希少渡り鳥の生息環境保全の観点より下記の通りに要望いたしますので、当該地域の豊かな自然環境の保全のため、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

1. 要望内容

岩手県の北上高地とその周辺の広大な地域は多様で豊かな自然を有しており、多種多様な野生鳥獣の貴重な生息地となっており、繁殖地、越冬地、あるいは渡りの中継地として利用されています。その中には環境省や岩手県のレッドデータブック・レッドリスト等に掲載されている希少猛禽類や渡り鳥を含む数多くの鳥類も含まれます。具体的には当該地域はイヌワシ・クマタカなどの希少猛禽類の生息地であり、ガンカモ・ハクチョウ類の春と秋の主要な渡りルートであり、希少なオ

オジシギの繁殖地でもあります。このたび東急不動産株式会社により「（仮称）岩手久慈風力発電事業環境影響準備書」が公告されましたが、これが計画通りに実施されれば、当該地域における貴重な鳥類の生息環境や渡り鳥の飛翔ルートへの攪乱または消失といった甚大な影響が生じることは避けられません。

従って私どもは、これらの鳥類の生息環境保全の観点に基づき、対象事業の白紙撤回を検討するよう事業者に対し指導勧告して下さることを強く要望いたします。

2. 要望の背景

- (1) 北上高地北部や北部三陸沿岸には、山林・牧野・農耕地・河川・湖水等の混在した多様で豊かな自然環境が存在し、一年を通して多くの野生動物が生息しております。特に久慈市から九戸村にまたがる当該地域とその周辺地域は多数の鳥類の貴重な生息地、繁殖地、あるいは越冬地となっており、その中には岩手県の鳥獣保護区、県立自然公園（第2種及び第3種特別地域）、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）、北上高地緑の回廊など自然環境の保全に関わる様々な指定地域が含まれております。さらに環境省は、環境アセスメントデータベース（EADAS）の「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」で北上高地全体を注意喚起レベルA3に指定しております。さらに当該事業実施予定地域のほぼ全域は岩手県が2024年3月に定めた「陸上風力発電事業に係る環境影響評価ガイドライン」でイヌワシの重要な生息地（レッドゾーン）とイヌワシ生息地（イエローゾーン）に覆われております。このような地域に大規模風力発電施設が建設されれば、貴重な自然環境、特に鳥類の生息環境への重大な悪影響が強く危惧されます。

- さらに事業計画が準備書段階に入っているにも関わらず風力発電施設に付随して必要となる送電網、変電施設、管理事務所等の設置場所等が概略として示されるにとどまり、それらの形状や設置形態についての具体的な記述が準備書中に示されておられません。例えばそれぞれの風車ヤードから中間開閉所までの送電経路についてどのような設置工事を行うのか、中間変電所の設置のために山林伐採をどの地域にどのような広さで行いどのような形状に設置場所の整地等を行うのか、等の計画段階で確定すべき重要な事柄が不明のままです。実際に風力発電施設本体に限らず、付随する各種施設の建設や稼働、あるいは準備書に記載されているアクセス用の道路の建設や拡張工事でも工事排水や土砂の流出により周囲の河川や森林の生態系に悪影響を及ぼすことが必至である以上、これらの問題点が考慮されていない今回の準備書は環境影響評価の面で不十分と考えられます。

従って私どもは、対象事業計画は中止するべきであると考えます。

- (2) 北部北上高地はイヌワシ・クマタカ等の希少猛禽類の重要な生息地です。特にイヌワシは、環境省のレッドリスト2020では絶滅危惧IB類、岩手県のレッドリスト2024では絶滅危惧I類に、文化財保護法においては国の天然記念物に、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律においては国内希少野生動植物種に指定されるなど、我が国の生物多様性の保全を進める上で

重要課題の一つとなっています。

特に対象事業予定地の周辺地域は希少猛禽類が高頻度で出現している高度利用地域であり、これらの営巣地や採餌場（狩場）があちこちに分散しております。実際に当該地域付近の各所にイヌワシの採餌適地（狩場）が点在していることは、私どものこれまでの観察により明らかになっており、今回の準備書の中に鳥類の専門家による同様の趣旨の指摘も見られます。さらに対象事業実施区域が岩手県のガイドラインのイヌワシの重要な生息地（レッドゾーン）に直に接していることに対して専門家が懸念を表明している点にも注目する必要があります。近年は国内でのイヌワシの生息数が激減し生存さえも危ぶまれる状態となっており、特に岩手県内のイヌワシの繁殖成功率の低下が大きな問題となっております。その原因として地元のイヌワシ専門家が指摘するのは、各種の開発事業等により繁殖適地が減少していることとともに、採餌場（狩場）が減少して餌不足でヒナが育てられない」ことの2点です。風力発電施設には、その規模の大小にかかわらず、主に「バードストライク」と、当該施設を忌避することにより狩場（餌場）や営巣地が放棄される「生息地放棄」の二点の影響の発生要因があるため、これらの希少猛禽類の定常的な生息を脅かします。実際に2008年9月には北上高地の釜石広域ウインドファームでイヌワシのバードストライクが発生しております。また、かつてイヌワシの定常的な採餌適地であった盛岡市玉山地区の天峰山付近の地域では姫神ウインドパークの稼働後にイヌワシの姿が見られなくなりました。風力発電施設の稼働に伴ってイヌワシの生息地が消失した事例は岩手県内の他の地域でも起こっております。すなわち、希少猛禽類と風力発電施設の共存は技術的に困難な課題であり、現段階ではその解決のための適切な方策が確立されているとは言えません。このような状況の下で北上高地に新たに大規模風力発電施設が稼働すると、希少猛禽類の生息環境の一層の悪化を招くことになります。イヌワシの生息環境保全のためには、営巣地や狩場に近接する地域を「十分な広がりのある面」として保護しなければならず、その地域周辺の広い範囲で風力発電施設の建設を避ける必要があります。

従って私どもは、希少猛禽類の生息環境の保全の立場から対象事業計画は中止するべきであると考えます。

- (3) 日本列島はシベリアやアラスカからオーストラリアに至る東アジアオーストラリア地域フライウェイ（EAAF）のほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに日本列島各地で多種多様な鳥類の渡り、夏鳥の繁殖、冬鳥の越冬等が観察されます。さらに近年の鳥類調査技術の飛躍的な進歩に伴い、それまでに知られていなかった渡り鳥の飛翔ルートなどが次々に解明されるようになりました。実際に渡り鳥に発信機を装着して追跡する最新の調査技術により、北上高地北部や北三陸沿岸部がガン・カモ類やハクチョウ類の春と秋の渡りの主要なルートであることや、多くの渡り鳥が夜間にも渡りをしていることなどが明らかになっております。そして今回の準備書の文献調査や生息調査結果にもガン・ハクチョウ類・オオジシギなど多くの渡り鳥の確認事例が記載されております。一方そのリストには掲載されておりませんが、当該地域には環境省のレッドリスト

2020 で準絶滅危惧種に指定されているオジロワシなども少数ながら渡来し越冬しており、沿岸部は天然記念物コクガンの越冬地となっております。風力発電施設が北上高地の至る所に設置される状況になれば、これらの渡り鳥の生息環境の攪乱と渡りルートの遮断、さらにはバードストライク発生等の危険性が非常に高まります。実際に風力発電施設の稼働に伴うバードストライク・バットストライクにより多数の鳥類やコウモリ類が命を落としている事はこれまでに世界各地で多数報告されております。また風力発電施設の稼働が渡り鳥の行動範囲の制約や渡りのコースの攪乱に繋がる要因となることも広く知られております。従ってこれらの野生鳥獣の生息地域に風力発電施設を建設する場合には事前の詳細な生息状況調査が不可欠であり、過去の失敗事例への反省に基づく計画段階での保全対策の検討は欠かせません。この準備書には渡り鳥の渡来時期や利用高度に関する調査結果が示されており、それによれば風車のブレード回転域を含む中程度の高度帯が比較的多く利用されていることが示されております。しかし準備書の参考文献に風力発電施設のバードストライク事故や野鳥の行動障害に関する過去の文献や報告例は含まれておらず、バードストライク・バットストライクを頻繁に起こしている既存の3ブレード型の風車の導入案の見直しについての言及もありません。仮に北上高地に風力発電施設が次々と設置される状況になれば、渡り鳥の生息環境の攪乱と渡りルートの遮断、さらにはバードストライクやバットストライクの発生が一層危惧されることになります。

従って私どもは、希少種を含む渡り鳥と渡りルート保全の立場から、対象事業は中止すべきであると考えます。

- (4) 風力発電施設の影や低周波音を含む騒音が近隣住民の生活環境や人体への健康、さらに牧畜業などに悪影響を及ぼす可能性があることは以前より指摘されておりますが、それは当該地域の野生鳥獣の生息環境にも大きな影響を与える可能性があることを意味しております。しかし対象事業計画においてはこれらの事柄と近隣の住居等に関する配慮は見られるものの、「風車の影や騒音が野生鳥獣、例えば夏鳥の繁殖状況や希少猛禽類を含む多くの野鳥の生息にどのような影響を及ぼすか」や「騒音や低周波音が夜間に行動する鳥類の生息にどのような影響を及ぼすのか」というような調査は全く実施の検討対象となっておりません。また、今後それらの観点に基づいて追加調査を実施するか否かについての記述も見られず、事業者が作成した準備書は環境影響評価として不十分であると考えざるを得ません。

私どもは、特に当該地域で繁殖する希少鳥類の生息環境の保全の立場から、これらの点に関する調査の実施とその結果に基づく対象事業計画の再検討について、事業者に対して指導して下さるよう強く求めます。

- (5) これまで国内の様々な風力発電事業計画に対する環境大臣意見書や経済産業大臣勧告では「累積的環境影響」の評価の実施が事業者側に求められております。風力発電施設が鳥類の生息環境に及ぼす影響を適正に予測・評価することはその地域における希少鳥類や渡り鳥の生息環境の保

全にとって極めて重要であり、そのためには近隣で稼働する他の風力発電施設や進行中の他の事業計画との「累積的環境影響」を適切に評価することが不可欠です。そして近年は「面としての環境保全」の考え方にに基づき、風力発電事業計画全般に対して近隣の他事業計画との情報共有・情報収集を行い、複数の事業計画による累積的環境影響を適正に評価することが強く求められております。実際に対象事業計画と地理的に重複する場所に他の事業者による「（仮称）西久慈風力発電事業」「（仮称）久慈・山形風力発電事業」の2件の風力発電事業計画が存在し、それぞれの事業が稼働することになるとこの地域の自然環境への悪影響は極めて深刻なものとなるはずです。また範囲を少し広げると、北上高地北部の近隣地域においては、「高森高原風力発電事業」や「袖山高原風力発電事業」が既に稼働しており、さらに「（仮称）小軽米風力発電事業」「（仮称）一戸・稲庭風力発電事業」や「SGET 岩泉ウインドファーム事業」など多くの風力発電事業計画が同時進行しております。このように当該地域周辺では複数の事業者による風力発電事業の集中が目立ちます。従って仮にも当該事業計画を含むこれらの風力発電事業や事業計画が全て稼働することになれば、北上高地の広い範囲で希少猛禽類の生息適地が失われると共に北上高地から三陸沿岸にかけての広大な地域を往来する渡り鳥の渡り経路がいくつもの障壁で遮断される形にもなり、それらの生育環境に及ぼす相乗的な累積的影響はかなり大きくなる事が懸念されます。このような微妙な自然環境下では地域内に多数の風力発電施設が立ち並ぶ状況は論外であり、1箇所の風力発電施設の上空から視認可能な範囲に別の風力発電施設が存在するような状況は避ける必要があります。しかし今回の準備書には希少猛禽類について「生息範囲に複数の事業が存在する場合、施設の稼働に伴い、累積的影響が生じる恐れがある」と述べるに止まっており、希少鳥類の生息環境や渡り鳥の渡来コースを保全するために風力発電施設間に最低限どの程度の距離を置く必要があるか、他事業者との情報共有や事業内容の調整をどのように行い、どのように累積的環境影響を抑制・低減させるかなどについての記述はありません。このままでは当該事業計画には累積的環境影響への配慮が欠けていると見なさざるをえません。

従って北上高地北部の全域に関わる野生鳥獣の生息地と渡り鳥の渡りコース保全対策の観点に基づき、私どもは当該事業計画の白紙撤回を強く求める次第です。さらに、私どもは国レベルで累積的環境影響評価のガイドラインを作成し、評価基準の標準化を実施していただく必要があると考えます。

- (6) 最近の風力発電事業計画に対する国の対応の傾向として、建設予定地に希少種が生息する場合でも計画の中止ではなく、事後調査に移行して順応的管理等を実施させて対応する方法で事業を認可する例が多くみられます。そして今回の準備書の「工作部の存在及び供用に係る事後調査」の動物に関する項目では事後調査期間を「稼働後1年間」とし、バードストライク・バットストライクの調査の実施回数を1ヶ月あたり2回程度以上としております。しかし事故により死亡した小型鳥類やコウモリ類の死体はすぐに野生動物に持ち去られてしまう可能性が高く、この程度の調査頻度では事故の実態を正確に把握するのは困難と思われます。また準備書に示される希少

猛禽類の生息状況に関する事後調査の期間を稼働後1年間と設定しております。しかしこのような短期間で風力発電施設の影響を把握するのは困難であり、例えばイヌワシの生息環境の保全のためには行動範囲の把握や餌資源などについての長期間にわたる調査は欠かせません。さらに準備書では希少猛禽類の事後調査に関して「環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応」にも触れておりますが、どのような場合に「環境影響の程度が著しい」と判断されるのか、その判断を誰がどのような方法で行うのかの手続きについても示されておられません。「希少猛禽類の生息地域は事業予定地から除外する、渡り鳥の繁殖や渡りの最盛期には期間限定で風力発電施設の稼働を中止する、バードストライク・バットストライクの発生した風力発電施設については稼働停止を検討する」等の予防措置は事業計画の中に最初から組み入れておくべき事柄であり、そのような検討の欠落した今回の事業計画は中止すべきであると私どもは考えます。

今日の我が国では再生エネルギー資源開発の必要性が喧伝されており、私ども日本野鳥の会は、今後の日本のエネルギー資源として、風力や太陽光等の自然エネルギーを積極的に利用する方針について基本的に賛成しております。しかし、再生エネルギー資源の開発事業であってもそれが自然環境を損ねては本末転倒であり、結果的には地元住民の健全な暮らしを損なうことにも繋がります。

繰り返しとなりますが、私どもはこれまで述べた観点に基づき、経済産業省より事業者である東急不動産株式会社に対し当該地域における対象事業を中止するようご指導いただくことを強く求める次第です。

以上